

## 東北地方太平洋沖地震義捐金寄付の受付について

2011年3月17日  
在香港日本国総領事館

総領事館は、3月11日に発生した標記地震に対する義捐金を受け付けます。お預かりした義捐金は、当館から日本赤十字社宛に送付致します。

### 【受付手段】

(1) 現金（当館46階多目的ホールの記帳場に持参）

(2) クロスチェック（当館へ郵送、もしくは持参）

●小切手宛名：「JCG Earthquake Relief Account」

●郵送先：The Consulate-General of Japan in Hong Kong (Accounting Div.)  
47/F., One Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong

（注：郵送の際に当館の受け取りレターを必要とする場合には、別添の「[送付元データ表](#)」に御記入の上、同表を小切手に同封して郵送願います。）

### 【注意事項】

○義捐金は、日本への送金が可能な通貨か同通貨に換金可能な通貨（香港ドルまたは日本円が望ましい）でお願い申し上げます。人民元については、当地の換金可能額に制限があって日本への送金が困難になるため、前述のような通貨で頂ければ幸いです。

○当館で受け付ける義捐金については、香港政府の税額控除措置の適用対象外となるので、御注意下さい。

○なお、物資支援のお申し出については、受け入れ等の事情もあって当面の対応は困難ですので、どうか御諒承下さい。